

元障号外
令和元年(2019年)5月13日

生活介護事業所の長
自立訓練事業所の長
就労移行支援事業所の長
就労継続支援A型事業所の長
就労継続支援B型事業所の長
就労定着支援事業所の長

様

長野県健康福祉部障がい者支援課長

就労定着支援の円滑な実施及び報酬算定上の届出について

本県の障がい福祉行政の推進について、平素より格別のご協力を賜り感謝申し上げます。
このことについて、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課から別添のとおり連絡がありました。

就労定着支援の適切な運用と円滑な実施を図るため、就労定着支援創設の経緯や概要等について、ご了知いただきますようお願いいたします。

また、就労定着支援の報酬算定上の取扱いについては、当該通知に基づき下記のとおりとしますので、併せてご了知願います。

記

1 基本報酬の算定について

就労定着支援においては、「平均利用者数」及び「就労定着率」による区分に基づき報酬算定を行う。

2 報酬算定上必要となる届出について

今般示された Q&A に基づき、就労定着支援の報酬算定に関する届出書の提出については、下記のとおりとする。

(1) 届出書の提出が必要な月（別添参照）

ア 指定後1年を経過した月の15日

イ 指定後1年以上経過した後の4月15日

ウ 前月までの実績に基づき「平均利用者数」の報酬区分に変更がある月の15日

※15日が閉庁日の場合は、その前の開庁日まで

(2) 届出書類

別紙2のとおり（報酬別紙4の様式を変更しました）

(3) 届出方法

事業所所管の保健福祉事務所福祉課へ書面で2部提出。（郵送可）

(4) 届出様式

届出書類の様式は、下記 URL の長野県公式ホームページに掲載しています。必ず最新の様式をダウンロードの上、届出いただきますようお願いします。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shogai-shien/kasantodokede.html>

長野県健康福祉部障がい者支援課

（課長）高池 武史

（担当）荻原 拓哉（指定・運営）

戸谷 亮太（報酬）

電話直通 026-235-7149

FAX 026-234-2369

E-mail : fuku-shisetsu@pref.nagano.lg.jp